福井県告示第９７９号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、小浜市長から字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５４条第４項の規定による県営宮川地区土地改良事業（区画整理）事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成１８年１２月１９日

福井県知事　西川　一誠

次の区域を新保９号長塚に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	８号　君流し	３１の２　３１の３　３１の９　３２の２　３２の５
	２７号　仏田	１３から１５までの各一部　２９の一部　３１の一部 ３２　３３の一部　３４の一部
	２８字　立ノ下	１４の一部　１６の一部　１８の一部

次の区域を新保２０号馬場所に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	２５号　梨木田	３０の一部　３６の一部　３７の一部　４４の一部 ４５の一部

次の区域を新保２４号谷上に編入する。

新保４１号谷ノ下１に隣接する道路である市有地の一部

次の区域を新保２５号梨木田に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	２０号　馬場所	３の一部
	２４号　谷上	９の３　９の４　１０の２　２２の２の一部
	２７号　仏田	１８から２３までの各一部　２４の１の一部　２４の ２の一部　２５の一部　２６の一部　３０の一部 ３５の一部
	３９号　白丸	１４の一部　１５の一部
	４１字　谷ノ下	２の１　２の２　１３の１　１３の２
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を新保２６号大田に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	９号　長塚	５２の１の一部　５２の２の一部　５３　５４から５６までの各一部　６２の２の一部　６９の２の一部　７０の一部
	１２号　横竹	５６の一部　５９の一部
	２７号　仏田	１５の一部　１６　１７の一部　１８の一部　２９の一部　３０の一部　３４の一部　３５の一部

次の区域を新保２８号立ノ下に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	９号　長塚	６０の２の一部
	２７号　仏田	１から１３までの各一部　３１の一部

次の区域を新保３２号北山に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３６号　南北山	１から１９まで　２０から３３までの各一部　３４　３５の１の一部　３６から３８まで　３９の一部
	５３号　奈良原	７の３の一部　８の一部　１０の一部　１１の一部
	５５号　青野ノ下	９の３　１７の一部　２０の一部

次の区域を新保３５号青野に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３２号　北山	１の１の一部　１の２の一部　１８の一部　２０の一部
	３４号　上青野	１３から１５まで　１６の２　１７
	５５号　青野ノ下	８の２の一部　１７の一部　１８の一部　１９の一部
竹長	３６号　不帯取	４１の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を新保３８号池田に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３６号　南北山	２７から３３までの各一部　３５の１の一部　３５の２　３９の一部
	５２号　小森	６の１　７の１の一部　１３の一部　１４の一部　１６から１８までの各一部
	５３号　奈良原	７の３の一部　８の一部　９の一部　１１の一部

次の区域を新保３９号白丸に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３６号　南北山	２０から２７までの各一部　３５の１の一部　３９の一部
	３８号　池田	７の一部　８　９の一部　１０の一部　１７の一部　１８の一部　２０から２２までの各一部

次の区域を新保４０号宮ノ上に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	２５号　梨木田	２２の一部　３３の一部　３７の一部　４６の１の一部　４７の一部
	３８号　池田	９から１１までの各一部　１８の一部　１９の一部　２３の一部
	３９号　白丸	８から１３までの各一部　１６の一部　２０の一部　２１の一部
	４１号　谷ノ下	２０の１　２０の２
	４３号　沢	６
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部および新保４３号沢８に隣接する道路である市有地の全部および新保４３号沢８の１の一部に隣接する道路である市有地の一部		

次の区域を新保４３号沢に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３８号　池田	１９の一部　２３の一部　２４
	３９号　白丸	１６の一部
	４０号　宮ノ上	１の一部　１２の一部　１３の一部
	４４号　宮ノ下	６の１の一部　６の２の一部　７の一部　９の一部
	４６号　九鬼山	２５の一部　２９の一部

次の区域を新保４４号宮ノ下に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	３８号　池田	１１から１６までの各一部　１９の一部　２３の一部
	４５号　雄稲作	５の３の一部　６から９までの各一部
	５２号　小森	７の１の一部　８の３　１４の一部　１５の一部　１９の一部
新保４３号沢７の一部に隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を新保４５号雄稲作に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	４８号　豆尻	５の一部　１２の一部　１４の一部
	４９号　町田	４の一部　１０の一部　１６の一部
	５２号　小森	７の２の一部　８の１の一部　８の２の一部　９から１１までの各一部　１２　１５の一部　１９の一部

次の区域を新保４６号九鬼山に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	４４号　宮ノ下	１の一部　２の一部　３の１の一部　３の２の一部　７の一部　９の一部　１０
	４５号　雄稲作	５の３の一部　６から８までの各一部　１０の一部
新保４３号沢７の一部に隣接する水路である市有地の全部		

次の区域を新保４７号由里ノ下に編入する。

大　字	号	地　　番
加茂	３５号　由里	１７の３　２０の２
	３９号　北条	１７の１

次の区域を新保４８号豆尻に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	４５号　雄稲作	２の一部　３の一部　４の２の一部　５の１の一部　５の２の一部　１０の一部
	４６号　九鬼山	１から６まで　７の２　７の３　１４の２　１４の３　１５の１　１５の２　２３から２８までの各一部
	４７号　由里ノ下	７の一部　１３の一部　１４　１５の一部　１６
	４９号　町田	１の一部　４の一部　５　６から１２までの各一部　１４　１５　１６の一部
	５４号　雨田	１０の一部　２７の一部　２９の一部
加茂	３１号　五反田	１７の１　１８の１　１９の１　２１の１　２３の１　２４　２５
	３３号　当洲	１の１　７の１　８の１　９の１　１０
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		

次の区域を新保４９号町田に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	５４号　雨田	１０から１４までの各一部　１９の一部　２９の一部　３０の一部

次の区域を新保５２号小森に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	４９号　町田	３の１から３の３までの各一部　４の一部　９から１３までの各一部
	５３号　奈良原	２から５までの各一部　６の１の一部　６の２の一部　７の１の一部　７の２の一部　９の一部　１１の一部
	５４号　雨田	１５の一部　１６の一部　１８の一部　１９の一部　３０の一部

次の区域を新保５３号奈良原に編入する。

大　字	号	地　　番
新保	５４号　雨田	５の一部　６の一部　１５の一部　１６の一部　１８の一部　２５の一部　２６の一部
	５５号　青野ノ下	９の１の一部　９の２の一部　１０から１２までの各一部　１３　１４の一部　１７の一部　２０の一部

次の区域を新保５４号雨田に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	３４号　青野	１３の一部　１４の一部　２８の一部　３０から３４までの各一部

次の区域を新保５５号青野ノ下に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	３４号　青野	１３の一部　２８の一部
	３６号　不帯取	１３の一部　１４の一部　１５の１の一部　１５の２の一部　　３３の一部　３４の一部　　４１の一部
新保	５４号　雨田	４から６の各一部　１７の一部　１８の一部　２０の一部　２３の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部		

次の区域を竹長２号木戸に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	３号　高畑	４の２　５の１　５の２　６の２
	６号　榊林	１　２
	１３号　大坪	４２の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を竹長６号榊林に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	１３号　大坪	４３の一部

次の区域を竹長１３号大坪に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	２号　木戸	５２の一部　６０の一部

次の区域を竹長２９号万木橋に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	５２号　大門	２３の一部　２４　３５の一部　３７の一部　３９の一部
大谷	７０号　堀ノ内	２０の一部　２３　２８の一部　２９の一部　３０の一部

次の区域を竹長３０号加志女に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	２３号　古上	４５の一部　４９の一部　５８の一部

次の区域を竹長３６号不帯取に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	３４号　青野	１から１０までの各一部　１１の１から１１の３までの各一部　１２の一部　１３の一部　２７　２８の一部　２９の一部　３５の一部　３６の一部　４２の一部

次の区域を大谷６０号塚本に編入する。

大　字	号	地　　番
大谷	５８号　上塚穴	４０の一部
	５９号　山ノ鼻	２６の一部
	６５号　上堀出し	３２の一部

次の区域を大谷６５号上堀出しに編入する。

大　字	号	地　　番
大谷	５８号　上塚穴	３０の２　３１の１　３１の２　３２　３３の１　３３の２　３４の２　３４の３　４０の一部　４４から４６までの各一部　４８の一部
	６８号　下掘出し	１８の２の一部　１９の２の一部
竹長	３４号　青野	４２の一部　４４
	３６号　不帯取	３６の一部

次の区域を大谷６８号下堀出しに編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	３４号　青野	４２の一部

次の区域を本保２５号平井川に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	２２号　小谷	６から８までの各一部　２１の一部　２２の一部

次の区域を本保３０号町田に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	２５号　平井川	１１

次の区域を本保３５号鮫田に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	２５号　平井川	７の２
	３６号　大谷	８の２
	３７号　日々焼	１の１　１の２　２の１　２の２　３の１の一部 ３の２の一部　９の２　１１の一部　１２の一部
	４２号　八反田	２０から２２まで　２３の一部　３２の一部　３３の１　３３の２　３４から３７までの各一部
	６０号　東山	６の２　５の３
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を本保３６号大谷に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	３５号　鮫田	２０の２の一部　２０の３　２１の２の一部　２１の３　２２の１　２２の２の一部　２５の一部
	６０号　東山	６の３
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		

次の区域を本保３７号日々焼に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	３８号　笹谷	３の１から３の３まで　４の２　４の３　６の１ ６の２
	４０号　天神	３４の１から３４の５までの各一部　３５から３８までの各一部　４１から４３までの各一部
	５２号　大門	３５の一部
	６０号　東山	１の２の一部　１の３の一部　２の２　２の３　３の２　３の３　５の２　５の４

次の区域を本保４０号天神に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	５２号　大門	３５の一部
	６０号　東山	１の２の一部　１の３の一部
大谷	７０号　堀ノ内	１３の一部　１６の一部　２５の一部　２６の一部

次の区域を本保４２号八反田に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	３７号　日々焼	１２の一部
	５２号　大門	１６の一部　３４から３６までの各一部　４２から４４までの各一部

次の区域を本保４３号五両に編入する。

大　字	号	地　　番
本保	５３号　平田	２０の一部

次の区域を本保５２号大門に編入する。

大　字	号	地　　番
大谷	７０号　堀ノ内	２０の一部　２５の一部　２７の一部　２８の一部　３０の一部

次の区域を本保５３号平田に編入する。

大　字	号	地　　番
竹長	２３号　古上	４９の一部
	３０号　加志女	３３から３９までの各一部　４４の一部　４７の一部　４８の一部
本保	４３号　五両	５９の２の一部